

# 農業の経営継承について ～取り組みの現状と課題～

---

令和4年2月7日

農林水産省経営局経営政策課担い手企画班 小泉亜弓

農業の経営継承とは

農業の経営継承の現状

農業の経営継承の課題  
～円滑な経営継承を実現するために～

## 農業の経営継承とは

農業の経営継承の現状

農業の経営継承の課題  
～円滑な経営継承を実現するために～

農業経営の継承とは、  
農地や機械・設備等の有形資産とともに、  
技術・ノウハウ・人脈等の無形資産を  
次の世代に引き継いでいくこと



# 農業の経営継承とは

## 農業の経営継承の類型

	メリット	デメリット
親族内承継	<p>関係者から心情的に受け入れられやすい。</p> <p>後継者を早期に決定し、長期の準備期間が確保できる。</p>	<p>親族内に経営能力と意欲がある者がいるとは限らない。</p> <p>相続人が複数いる場合、後継者の決定や事業用資産等の集中が難しい。</p> <p>後継者本人の意向を明示的に確認する取組が必要。</p>
従業員承継	<p>親族内に後継者候補がいなくても、後継者確保がしやすい。</p> <p>業務に精通しているため、他の従業員などの理解が得られやすい。</p>	<p>親族内継承と比べて、関係者から心情的に受け入れられにくい場合がある。</p> <p>後継者候補に株式取得等の資金力がない場合が多い。</p> <p>後継者として組織内で計画的に人材育成をしていく必要がある。</p>
第三者承継	<p>広く後継者候補を求めることができる。</p> <p>現経営者が事業売却による利益を獲得できる。</p>	<p>希望の条件(後継者の経営理念、従業員の継続雇用、売却価格等)を満たす後継者の確保が難しい。</p> <p>後継者が確保できても、関係者の理解や協力などが得られず後継者が辞めてしまう場合もあるので、継承完了までしっかりと経営をサポートする必要がある。</p>

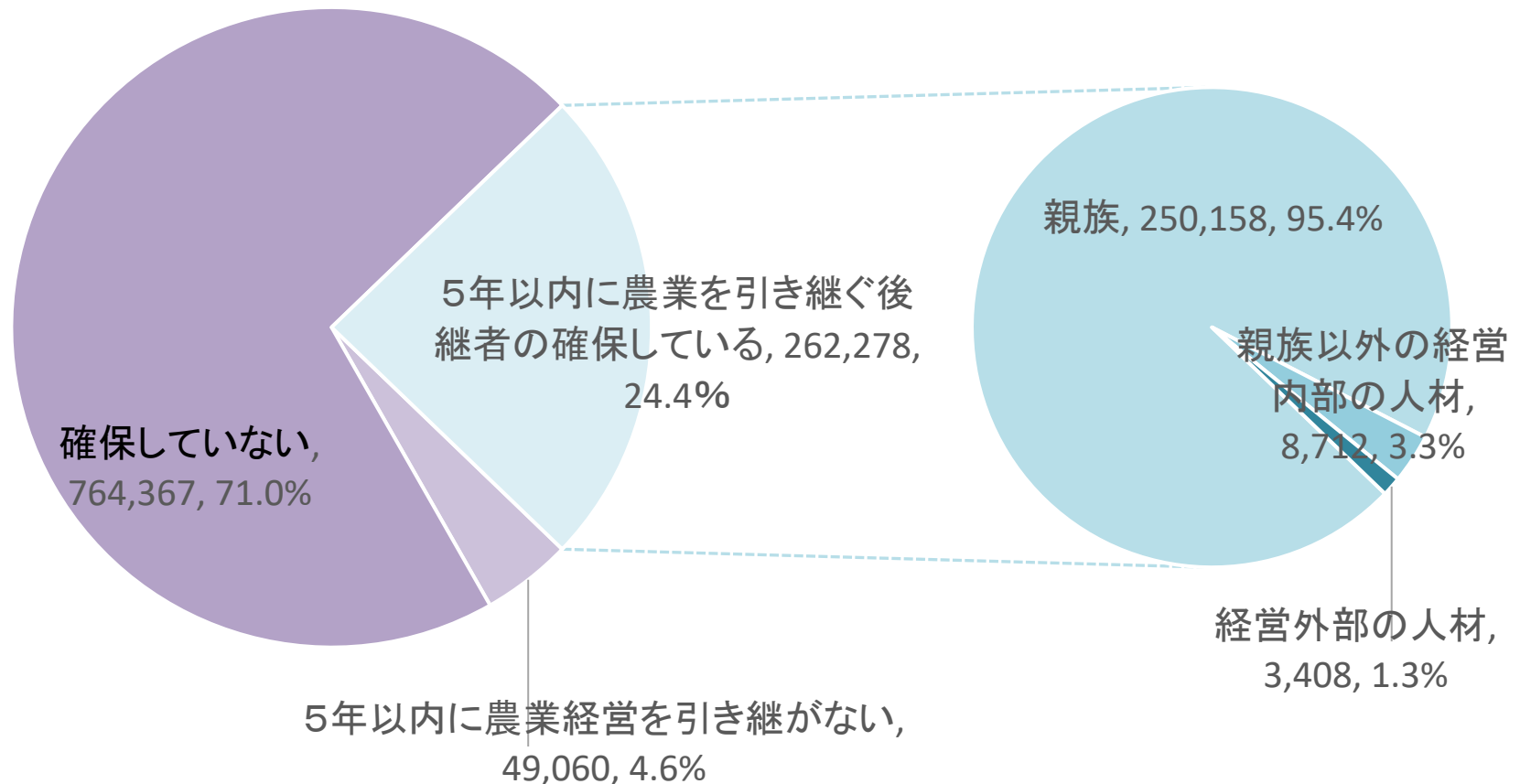
農業の経営継承とは

**農業の経営継承の現状**

農業の経営継承の課題  
～円滑な経営継承を実現するために～

# 農業の経営継承の現状

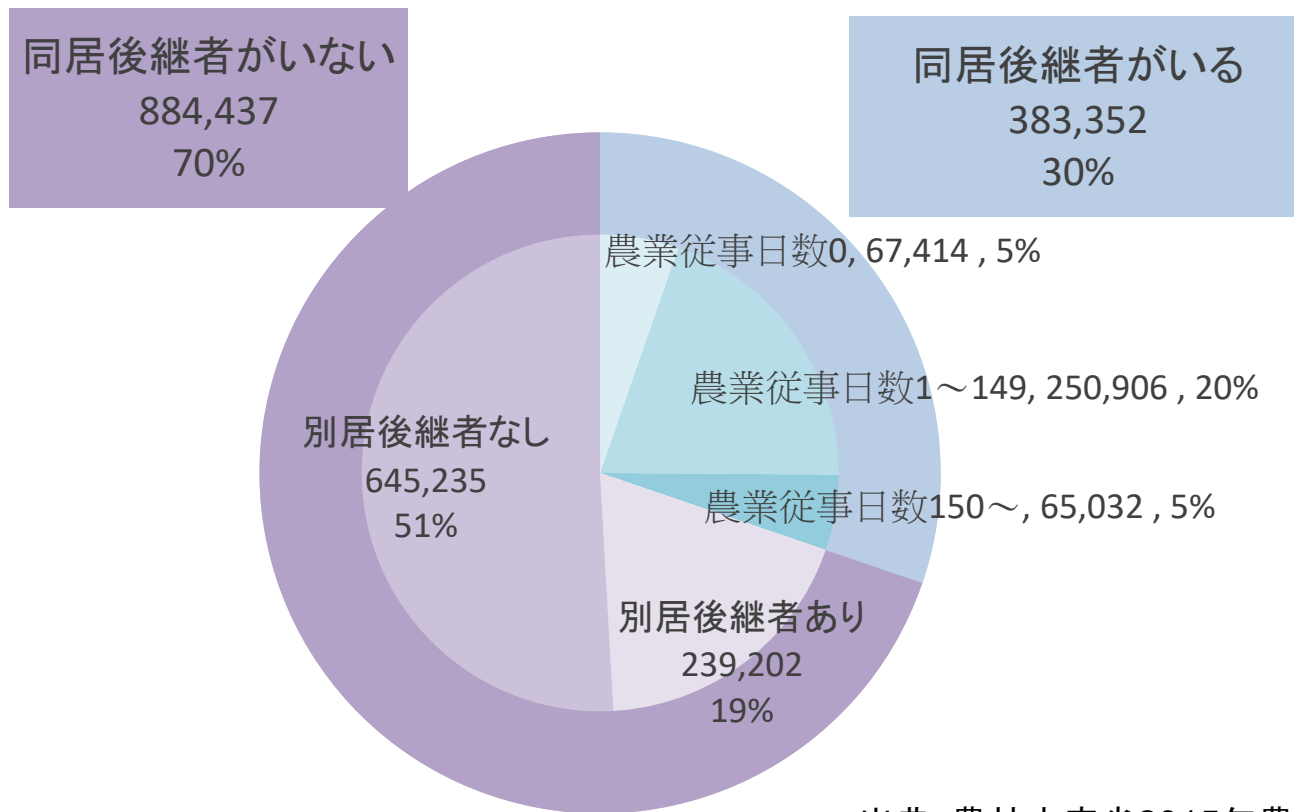
5年以内の後継者の確保状況別経営体数(単位:経営体)



出典:農林水産省2020年農林業センサス

# 農業の経営継承の現状

農業後継者の有無、農業従事日数 (単位:経営体)



出典:農林水産省2015年農林業センサス

円滑に経営継承するためには、  
計画的に取り組む必要があるため早めの着手が重要



農業の経営継承とは

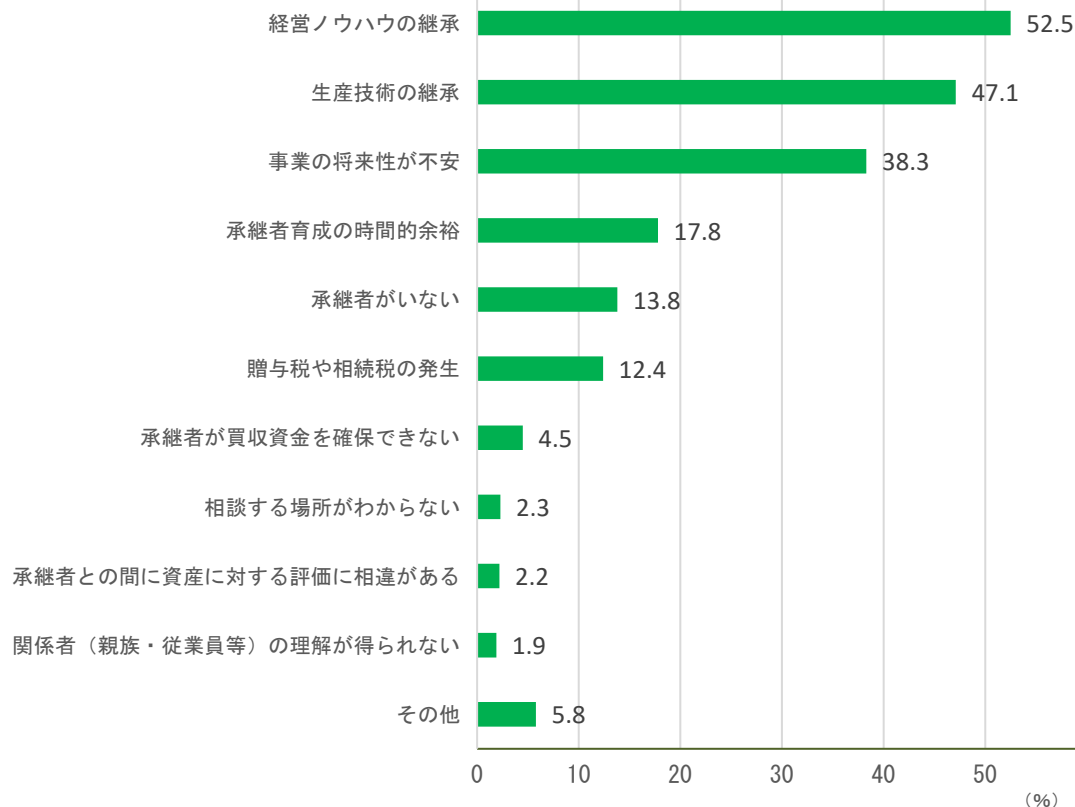
農業の経営継承の現状

**農業の経営継承の課題**  
**～円滑な経営継承を実現するために～**

# 経営継承の課題

- 今後増加する出し手の農地はもとより、農地以外の施設等の経営資源も、次世代に円滑に継承し、有効活用していくことが重要。
- 施設等の経営資源を、地域内外の受け手に円滑に引き継がれるようにするためには、技術・ノウハウ、販路等も含め、移譲者と継承者の十分な調整が必要。
- このため、地域を越えた広域での人材のマッチングや関係団体によるサポートなど、第三者継承等を計画的に進めるための仕組みや支援体制の整備が必要。

## ○ 担い手農業者における継承する際の課題(複数回答)



	売上階層	
	3千万円以下	1億円以上
経営ノウハウの継承	42	59.1
生産技術の継承	42.8	42.3
事業の将来性が不安	42.7	23
承継者育成の時間的余裕	16.2	16.1
承継者がいない	17.2	6.9
贈与税や相続税の発生	8.3	19.2
承継者が買収資金を確保できない	4.1	5.4
相談する場所がわからない	2.3	2.1
承継者との間に資産に対する評価に相違がある	1.9	1.6
関係者(親族・従業員等)の理解が得られない	1.8	2.4
その他	5.9	5.8

## 経営継承の進め方



農林水産省の経営継承に関する支援策

農業経営者サポート事業

青年等就農資金

新規就農者育成総合対策

就農準備資金・経営開始資金・雇用就農資金・経営発展支援事業

経営継承・発展等支援事業

# 農業経営法人化支援総合事業

【令和4年度予算概算決定額 514（538）百万円】

## <対策のポイント>

都道府県が就農希望者や経営面で課題を有する農業者に対し、就農、法人化・経営継承等に関する支援体制を整備し、就農サポート・経営サポートを行う取組を支援します。

## <事業目標>

- 法人経営体数の増加（5万法人〔令和5年まで〕）
- 40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 農業経営者サポート事業

都道府県が就農や農業経営をサポートする体制を整備し、就農希望者への情報提供や就農相談・就農候補市町村との調整等の就農サポート、農業経営の法人化や経営継承などの課題を有する農業者の伴走機関による掘り起こしや課題解決のための専門家によるアドバイス等の経営サポートを行う取組を支援します。

### 2. 農業経営法人化支援事業

経営相談等をした雇用環境の改善に取り組む農業者の法人化（定額25万円）を支援します。

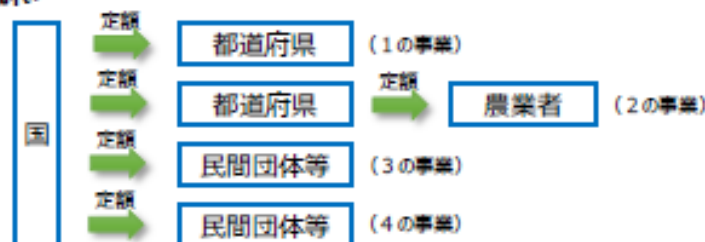
### 3. 法人化推進委託事業

農業経営の高度化や継承に向けた事例等の調査・分析、対応方向の検討を行います。

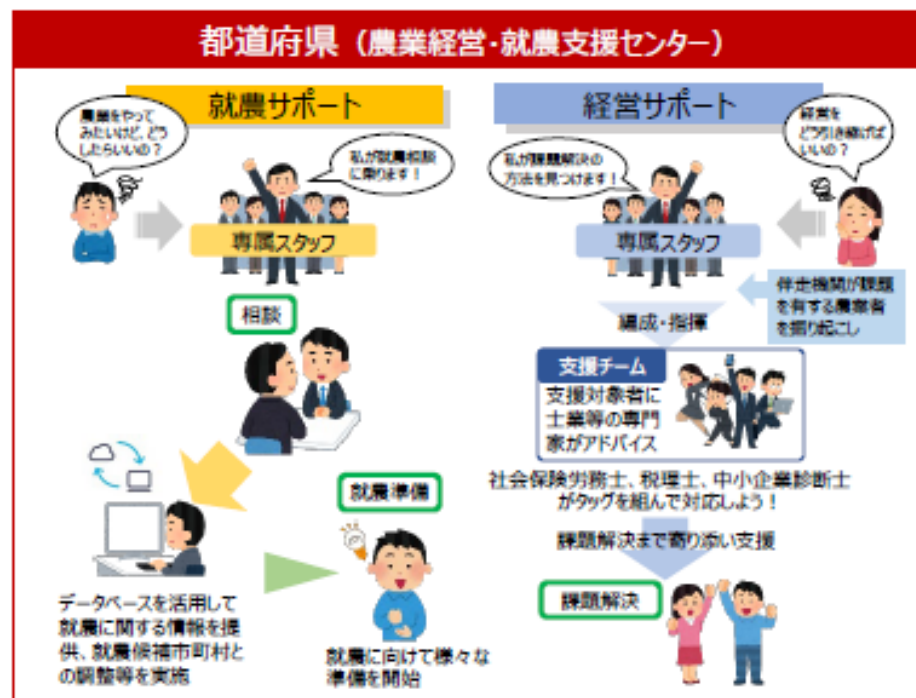
### 4. 担い手サミット・優良経営体表彰事業

「全国農業担い手サミット」を開催し、全国の優れた農業経営体を表彰します。

## <事業の流れ>



## 【農業経営者サポート事業】



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課（03-3502-6441）

# 新規就農者の定着促進に向けた無利子資金(青年等就農資金)

- 新規就農者の定着を促進するため、新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設の整備等を支援。

## 青年等就農資金の内容

### 1. 対象者

新たに農業経営を営もうとする青年等※であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた者(認定新規就農者)

※ 青年(原則18歳以上45歳未満)、知識・技能を有する者(65歳未満)、これらの者が役員の上半を占める法人

※ 農業経営を開始してから一定期間(5年)以内のものを含み、認定農業者を除く

### 2. 借入条件等

#### (1) 資金使途:

- ① 農地・牧野の改良、造成に必要な資金
- ② 農地・採草放牧地の賃借等に必要な資金  
(◇農地等の取得は除く)
- ③ 果樹の植栽、育成に必要な資金
- ④ オリーブ・茶・多年生草本・桑・花木の植栽、育成に必要な資金
- ⑤ 家畜の購入、育成に必要な資金
- ⑥ 次に掲げる費用の支出に必要な資金
  - ・ 農機具、運搬用機具等の賃借権の取得に必要な資金
  - ・ 創立費、開業費等に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
  - ・ 農薬費、肥料費、飼料費等に充てるのに必要な資金
- ⑦ 次に掲げる施設の改良、造成、取得に必要な資金
  - ・ 農舎、畜舎、農機具及び運搬用機具等
  - ・ 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設等

#### (2) 貸付利率: 無利子

#### (3) 借入限度額: 3,700万円(特認限度額1億円)

(4) 償還期限(うち据置期間): 17年以内(5年以内)

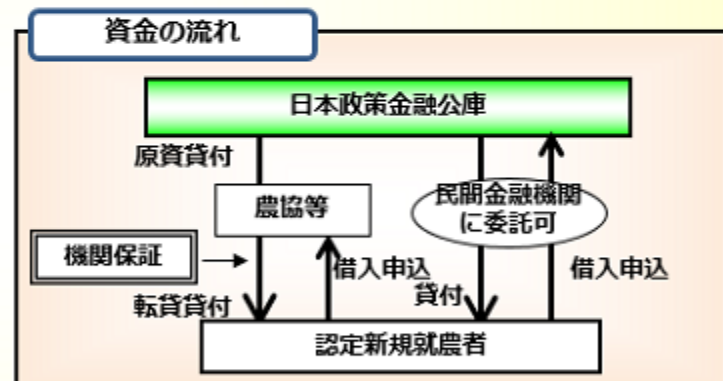
(5) 担保等: 実質無担保・無保証人

### 3. 取扱金融機関

株式会社日本政策金融公庫

(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

※ 農協等民間金融機関による転貸も可



#### ◇ 農地等の取得に利用できる資金(経営体育成強化資金)

認定新規就農者が農地等を取得する場合には、経営体育成強化資金(有利子)の利用が可能

※ 借入額が1,000万円以下の場合、

① 融資率100%、

② 償還期限25年以内(うち据置期間5年以内)



## <対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、伴走機関等による研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート、職業としての農業の魅力の発信等の取組を支援します。また、就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化等の取組を支援します。

## <事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大 (40万人 [令和5年まで])

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、県が機械・施設等の導入を支援する場合、県支援分の2倍を国が支援します。

### 2. 資金面の支援

- ① 新たに経営を開始する者に対して、資金を助成します。
- ② 研修期間中の研修生に対して、資金を助成します。
- ③ 雇用元の農業法人等に対して、資金を助成します。

### 3. サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

- ① 農業団体等の伴走機関が行う実践的な研修農場の整備、地域における就農相談員の設置、先輩農業者等による新規就農者への技術面等のサポートを支援します。
- ② 農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化を支援します。
- ③ 農業就業体験、就農相談会の開催等による多様な人材の確保を支援します。

### 1. 経営発展への支援

#### 経営発展支援事業※1

(機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、リース料等が対象)

対象者：認定新規就農者※2 (就農時49歳以下)

支援額：補助対象事業費上限1,000万円 (2①の交付対象者は上限500万円)

補助率：県支援分の2倍を国が支援 (国の補助上限1/2 (例) 国1/2, 県1/4, 本人1/4)



### 2. 資金面の支援

#### ① 経営開始資金※3

対象者：認定新規就農者※4 (就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5

×最長3年間

補助率：国10/10

#### ② 就農準備資金※3

対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5

×最長2年間

補助率：国10/10

#### ③ 雇用就農資金

対象者：49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関

支援額：最大60万円/年×最長4年間

補助率：国10/10

### 3. サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

#### ① サポート体制構築事業※1

- ・農業団体等の伴走機関が行う研修農場の機械・施設の導入等を支援
- ・就農相談員：資金・生活面等の相談
- ・先輩農業者等：技術・販路確保等の指導

#### ② 農業教育高度化事業

- ・農業大学校、農業高校等における農業機械・設備等の導入
- ・国際的な人材育成に向けた海外研修
- ・スマート農業、環境配慮型農業等のカリキュラム強化
- ・出前授業の実施、リカレント教育の充実等

#### ③ 農業人材確保推進事業

インターンシップ、新・農業人フェアの実施等

※1 取組計画に応じた事業採択方式

※2 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)が対象

※3 前年の世帯所得が原則600万円未満の者を対象

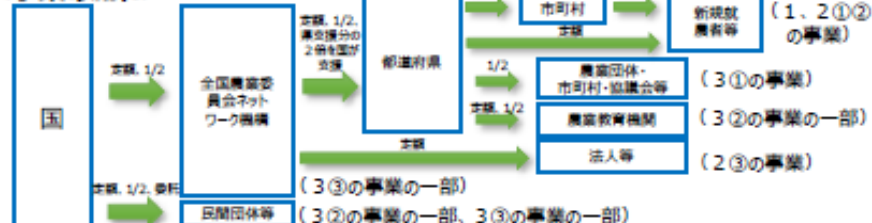
※4 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象

※5 支払方法は、月ごと等、選択制

## (令和3年度補正予算) 新規就農者確保緊急対策

就農準備を支援する資金の交付、農業法人等での実践研修等を支援します。

## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

# 経営継承・発展等支援事業

【令和4年度予算概算決定額 100（1,503）百万円】

## <対策のポイント>

農業者の一層の高齢化と減少が急速に進むことが見込まれる中、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保するため、国と地方が一体となって、人・農地プランに位置付けられた経営体等の経営を継承し発展させる取組を支援します。

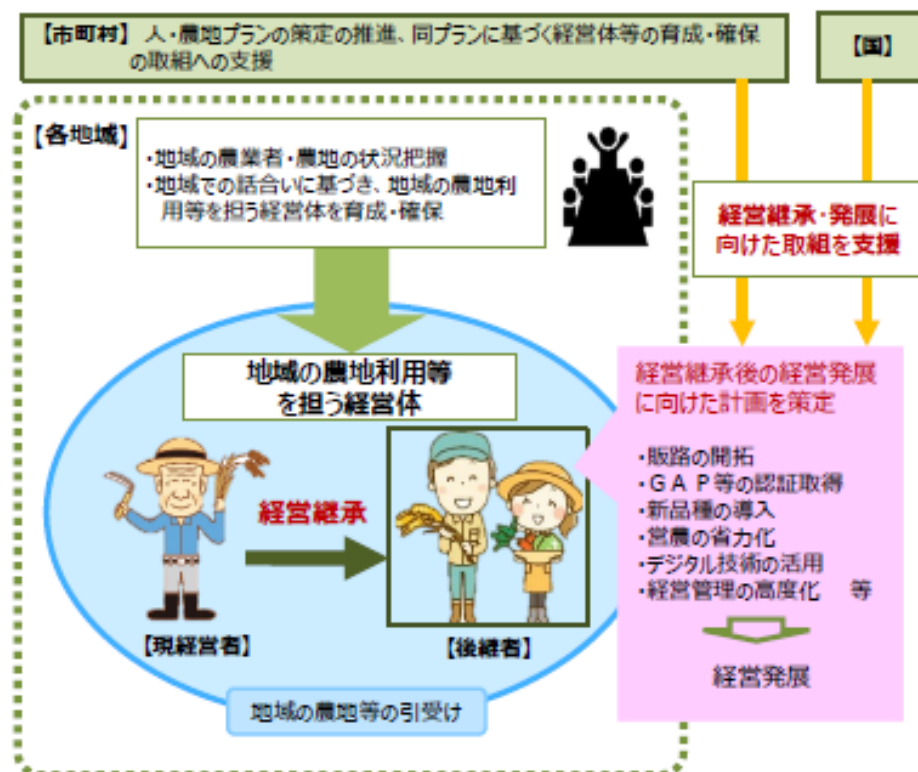
## <事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割【令和5年度まで】）

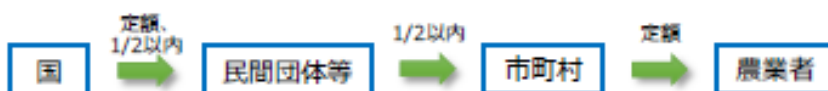
## <事業の内容>

人・農地プランに位置付けられた経営体等の経営を継承した後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画（販路の開拓、新品種の導入、営農の省力化等）を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を市町村と一体となって支援（100万円上限（国、市町村がそれぞれ1/2を負担））します。

## <事業イメージ>



## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課（03-6744-2143）



## 経営継承に関する税制、その他の支援策

### 事業承継税制

法人版事業承継税制・個人版事業承継税制

農地を生前一括贈与した場合の課税の特例(贈与税納税猶予制度)

農地を相続した場合の課税の特例(相続税納税猶予制度)

農業経営基盤強化法に基づく特別控除

小規模宅地等の特例

経営資源集約化税制

経営継承円滑化法による遺留分に関する民法の特例

所在不明株主からの株式買取等に関する特例

# 円滑な経営継承を実現するために

## 法人版事業承継税制

後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度



	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 平成30年1月1日から 令和9年12月31日まで	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人(直系卑属)・孫への贈与

## 個人版事業承継税制

青色申告(正規の簿記の原則によるもの)に限ります。)に係る事業(不動産貸付事業等を除きます。)を行っていた事業者の後継者として円滑化法の認定を受けた者が、個人の事業用資産を贈与又は相続等により取得した場合において、その事業用資産に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度



事業を行うために必要な、多様な事業用資産が対象

- 土地・建物  
(土地は400㎡、建物は800㎡まで)
- 機械・器具備品
- 車両・運搬具
- 生物(乳牛等、果樹等)
- 無形償却資産(特許権等)等

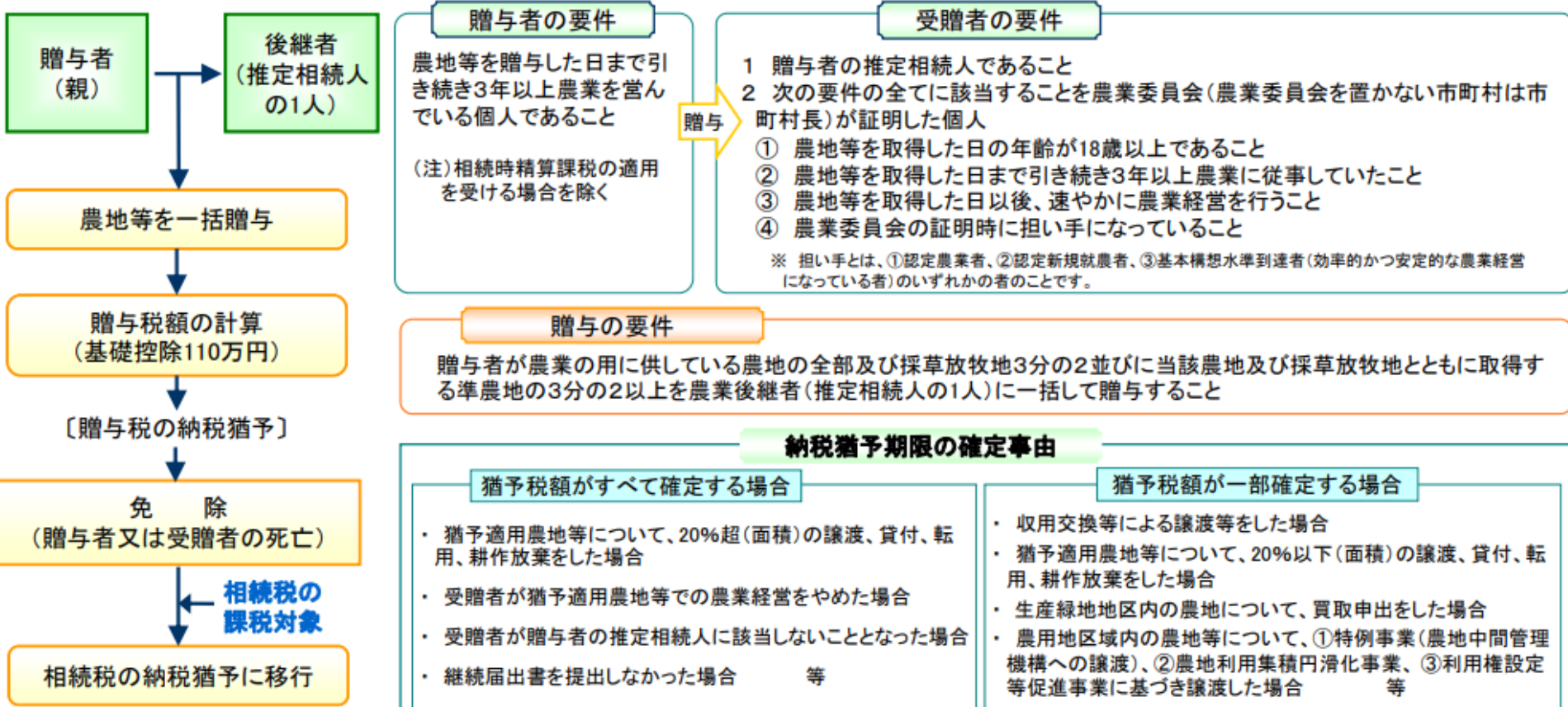
# 円滑な経営継承を実現するために

## 農地を生前一括贈与した場合の課税の特例（贈与税納税猶予制度）

- 贈与税の納税猶予制度は、旧農業基本法の趣旨である農業経営の近代化に資するため、民法の均分相続等による農地の細分化防止と農業後継者の育成を税制面から支援するために設けられました（昭和39年度創設）。
- 農業を営む者が、その農業の用に供している農地の全部及び採草放牧地3分の2並びに当該農地及び採草放牧地とともに取得する準農地※の3分の2以上を農業後継者（推定相続人の1人）に一括して贈与した場合は、後継者に課税される贈与税の納税が猶予され、贈与者又は受贈者のいずれかが死亡したときに贈与税は免除されます。
- 贈与者の死亡により贈与税額の免除を受けた場合には、贈与農地等（農地、採草放牧地、準農地）を相続により取得したものとみなされ相続税の課税対象となります。この場合、農業を継続する場合は、相続税納税猶予の適用を受けることができます。

※ 10年以内に農地又は採草放牧地として農業に供することが適当と市町村長が証明したものです。

### 贈与税の納税猶予を受けるための要件等





# 円滑な経営継承を実現するために

## 農地を相続した場合の課税の特例（相続税納税猶予制度）

○ 農地を農業目的で使用している限りにおいては到底実現しない高い評価額により相続税が課税されてしまうと、農業を継続したくても相続税を払うために農地を売却せざるを得ないという問題が生じるため、自ら農業経営を継続する相続人を税制面から支援するために相続税の納税猶予制度が設けられました（昭和50年度創設）。

○ 従来、相続税の納税猶予制度は、相続人自らが農業の用に供する場合のみを対象としていましたが、農地の効率的な利用を促進する観点から、市街化区域外の農地に限り、特定貸付け(※)を行った場合についても適用できることとなりました(平成21年度改正)。

※ 特定貸付け……次の事業により貸し付けることをいいます。  
①農地中間管理事業、②農地利用集積円滑化事業、③利用権設定等促進事業(農用地利用集積計画)

○ 猶予適用農地について、譲渡、貸付、転用、耕作放棄(①農業振興地域内の農地においては、農地法第36条の規定による協議の勧告があったこと。②①以外の農地においては、農地法第36条第1項各号に該当したこと。)をした場合は、その部分に対応する猶予税額に利子税を加え、納税しなければなりません。

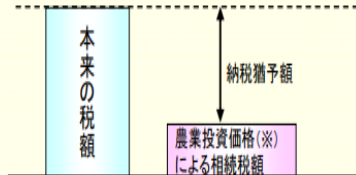
なお、譲渡等の面積が猶予適用農地面積の20%を超えた場合は、猶予税額のすべてを納税しなければなりません。

○ 納税が猶予された税額は、①相続人の死亡、②後継者への生前一括贈与した場合等に納税が免除されます。

### 相続税納税猶予の概要

相続又は遺贈により取得された農地が、引き続き農業の用に供される場合には、本来の相続税額のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税が、一定の要件のもとに納税が猶予され、相続人が死亡した場合等に猶予税額が免除されます。

### 納税猶予額のイメージ



※ 農業投資価格  
農地等が恒久的に農業の用に供される土地として自由な取引がされるときに通常成立すると認められる価格として国税局長が決定した価格(20万円～90万円程度/10a)

### 相続税納税猶予を受けるための要件

#### 被相続人の範囲

- ① 死亡の日まで農業を営んでいた者
- ② 生前一括贈与(贈与税納税猶予)をした者
- ③ 死亡の日まで特定貸付けを行っていた者(注)

相続

#### 農業相続人の範囲

- ① 相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行う者
- ② 生前一括贈与を受けた受贈者
- ③ 相続税の申告期限までに特定貸付けを行った者(注)

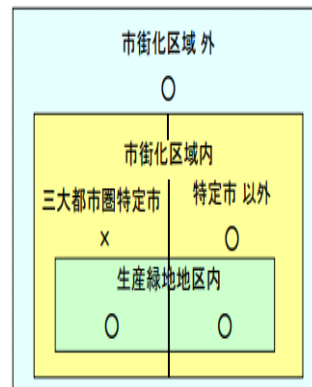
### 特例の対象となる農地

被相続人が、農業の用に供していた又は特定貸付けを行っていた農地(注)で、次のいずれかに該当するもの

- ・被相続人から相続により取得した農地で遺産分割がされているもの
- ・贈与税納税猶予の対象となっていたもの
- ・相続の年に被相続人から生前一括贈与を受けたもの

注: 特定貸付けを行っていた農地は市街化区域外の農地に限られます。

### 特例の対象となる農地等の範囲



### 猶予税額の免除要件

- ① 農業相続人の死亡
  - ② 後継者への生前一括贈与
- (市街化区域内農地(特定市の生産緑地地区は除く)は20年営農を継続した場合に納税が免除されます)

※平成21年12月15日前に納税猶予の適用をうけている相続人については20年営農を継続した場合に納税が免除される(特定貸付けを行った場合を除く)



### 猶予額がすべて確定する場合

- ・ 猶予適用農地等について、20%超(面積)の譲渡、貸付、転用、耕作放棄をした場合
- ・ 農業相続人が猶予適用農地等での農業経営をやめた場合
- ・ 納税猶予適用継続届出書を提出しなかった場合

### 納税猶予期限の確定事由

### 猶予額の一部(譲渡等部分)が確定する場合

- ・ 収入交換等による譲渡等をした場合
- ・ 猶予適用農地等について、20%以下(面積)の譲渡、貸付、転用、耕作放棄をした場合
- ・ 生産緑地地区内の農地について、買取申出をした場合
- ・ 農用地区内の農地について、①農地中間管理事業、②農地利用集積円滑化事業、③利用権設定等促進事業(農用地利用集積計画)に基づく事業により譲渡した場合

ご清聴ありがとうございました